

■ 大間原発に係る平成 24 年第 4 回定例会補正予算（案）の概要

□ 補正予算(案)計上の基本的な考え方

現時点においては、訴訟準備のための経費であり、訴訟を提起するかどうかは、今後、国の動向を見極めたうえで判断することとする。

□ 補正予算(案)の内訳

積算にあたっての前提

- ・ 弁護団の人数を、弁護士 10 人とする。
- ・ 訴えの種別を、民事訴訟と行政訴訟を提訴した場合とする。
- ・ 管轄裁判所を東京地方裁判所とする。
- ・ 弁護団の打ち合わせ会議等による回数を 10 回とする。

○ 市議会定例会提出議案第 1 号（歳出抜粋）

| 款 | 項 | 補正額 |
|-----|-------|----------|
| 総務費 | 総務管理費 | 23,113千円 |

○ 積算の内訳

| | |
|-------------------------------------|----------|
| ・ 訴状を作成等するため、弁護士に支払う 着手金を含む事前相談料 | 17,220千円 |
| ・ 弁護団打ち合わせ会議に係る弁護士の旅費、 日当、事務経費など | 3,935千円 |
| ・ 弁護団打ち合わせ会議に出席するための 市職員の旅費 | 1,958千円 |
| 合 計 | 23,113千円 |